

第 2 編 基本構想

(注) 専門的または意味の分かりにくい用語に※印を付け、
解説を巻末の用語解説に掲載しています。

第1章

基本構想策定の趣旨

基本構想は、新市建設計画を踏まえ、新しい安中市の一体性を確保し、地域の特性を活かし、市民と行政が連携してつくり上げるまちづくりの基本方針を示すものです。

この基本構想では、目標とする将来像を掲げ、これを実現していくための基本目標と基本政策を定めます。

第2章

安中市の将来像

1. まちづくりの理念

本市は、古くからの歴史と文化を持ち、妙義山の東北に位置する自然環境に恵まれた地域です。この豊かな環境のなかで、人々が心豊かに生活できるまちづくりに取り組んでいきます。

新たな本市のまちづくりの理念として、“暮らしの安心”“地域力の発揮”“交流と協働※”の3つを掲げます。

○ 健康で、安全・安心に暮らせるまちをつくる

本市では、いつまでも健康で、安全で安心できる暮らしを実現するため、これまでの地域の人と人とのつながりを活かしつつ、すべての人が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていきます。

○ 歴史・文化を継承し、自然と共生する活力あるまちをつくる

豊かな地域資源を活用し、歴史と文化を継承し、人と自然が共生するまちをつくり出していきます。まちの個性と魅力を市民の力によって地域の総合的な力にまで高め、心の豊かさと経済の豊かさを享受できる地域社会を創造していきます。

○ 交流と協働※によるやすらぎのあるまちをつくる

市民と行政それぞれが自らの役割を果たし、協力し合い、地域づくりの知恵と力を出し合うまちづくり、地域内外の人と人が助け合う地域社会づくりに取り組みます。

市民一人一人を元気にし、地域の活力を生み出す地域間交流や国際交流などに取り組み、他地域との相互理解を深め、その成果をまちの活性化に活かしていきます。

2. 将来像

このようなこれからのまちづくりの取り組みに向けた理念を踏まえ、安中市の将来像を次のように定めます。

豊かな自然と歴史に包まれて

ひとが輝くやすらぎのまち

「豊かな自然と歴史に包まれて」は、市の南西部にそびえる妙義山、清流の碓氷川や九十九川など市を取り囲む自然環境と、古くから交通の要衝として栄えた中山道の碓氷関所や宿場町の面影、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設など、先人たちが培った歴史や文化が受け継がれている様を表しています。

「ひとが輝く」は、市民と来訪者、老若男女すべてが、いきいきと学び、楽しみ、安全で安心して暮らす姿を表し、また、まちづくりの主役として、現在や未来の安中市を創造する姿を表しています。

「やすらぎのまち」は、生活しやすい都市基盤を整備すること、地域資源を活かした産業経済を創造することによって、市民の暮らしやすさと、人が訪れやすいまちをつくり出していくことを表しています。

基本構想では、将来像実現のために取り組む基本目標とそれを実現する基本政策を定めま
す。

■ 基本目標

基本目標は、まちづくりの基本的な課題を解決し、将来像の実現に向けて取り組んでいく、
まちづくりの大きな方向性を示すものです。

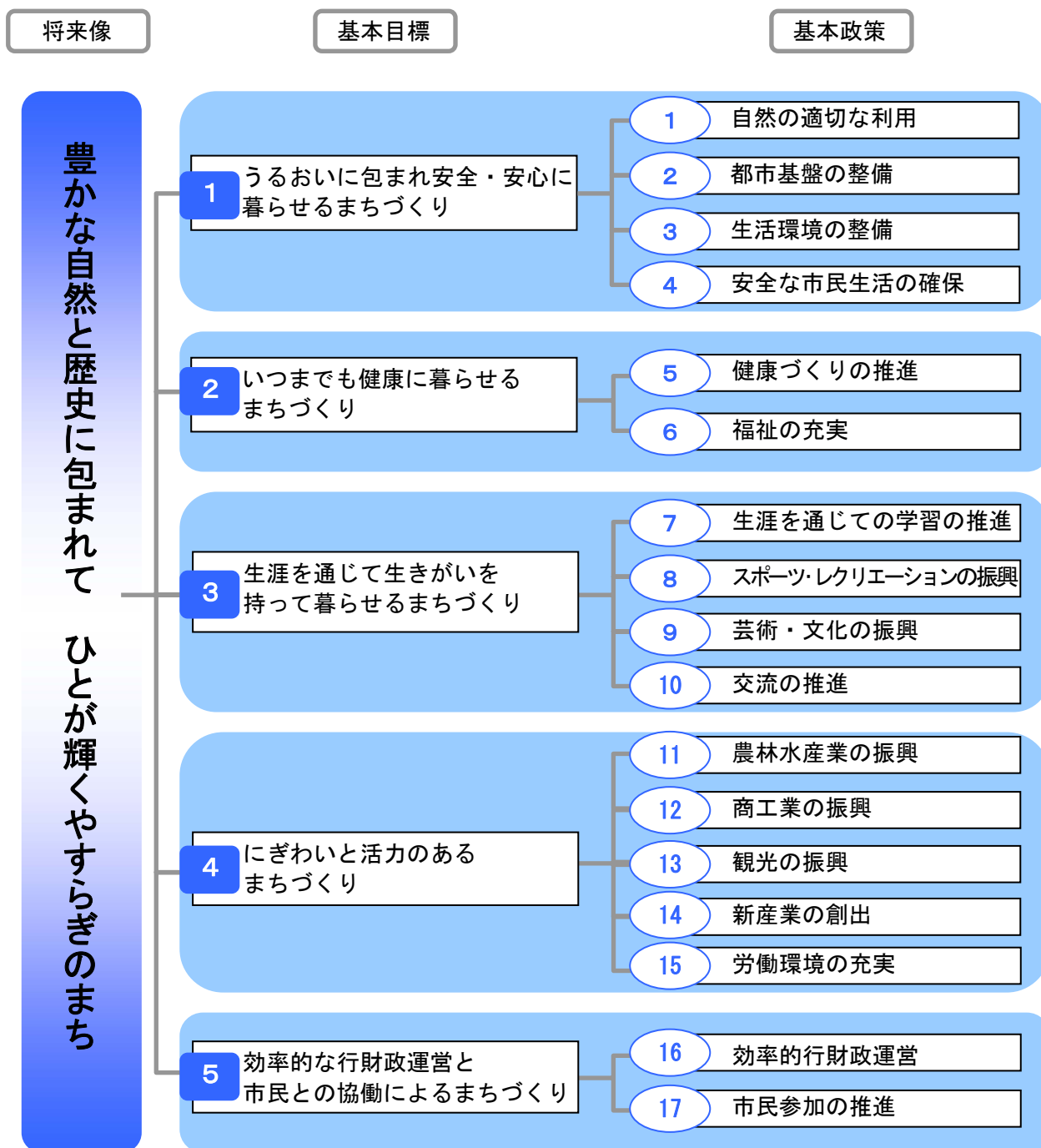
本市のまちづくりの基本目標は次の5つの柱で構成します。

- うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり
- いつまでも健康に暮らせるまちづくり
- 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり
- にぎわいと活力のあるまちづくり
- 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

■ 基本政策

基本政策は、都市像の実現に向けた方向性を示す基本目標を実現し、本市の最も基本となる政策の枠組みとなるものです。

本市のまちづくりの基本政策は、基本目標を実現する次の17の項目から構成します。



1. 基本目標

(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

市民が安全・安心に暮らすことができる住みよいまちづくりをするため、本市の貴重な資源である豊かな自然との調和を図りながら、道路、公園、上下水道などの基盤整備により市民の利便性の向上を図ります。また、自然災害、人災などの災害対策、市民生活を守るための防犯対策を強化するなどの施策に取り組んでいきます。

(2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり

健康づくりの推進や保健医療を充実させ、すべての人がいつまでも健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、総合的な福祉体制を確立し、だれもが心豊かに生活ができる地域社会づくり、少子高齢社会に対応したまちづくりに取り組みます。

(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

子どもから大人まで市民一人一人が生きがいを持って暮らしていけるよう、学校教育や社会教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの機会提供などニーズに合った学習環境づくりを進めます。また、歴史や文化を活かした個性豊かな地域文化を創造し、地域内外での人々の幅広い交流を進め、豊かな人間性を育む環境を整えます。

(4) にぎわいと活力のあるまちづくり

自然豊かな地域特性を活かした農林水産業の振興と、個性と魅力ある資源を活用した観光の振興に努めます。また、地域経済の自立性を確立し、バランスの取れた商工業と地域の産業振興を図ります。そして、若者定住を促進するために雇用の機会を拡大し、にぎわいや活力を創出します。

(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

健全財政を基本としつつ、個性や魅力のあるまちづくりに取り組んでいくため、市民ニーズを反映した行政運営を進めます。また、市民の自主的な活動を支援し、市民と行政の協働※によるまちづくりを進めます。

2. 基本政策

(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 1 ; 自然の適切な利用

基本政策 2 ; 都市基盤の整備

基本政策 3 ; 生活環境の整備

基本政策 4 ; 安全な市民生活の確保

■基本政策 1 ; 自然の適切な利用

森林の保全、自然環境との調和に配慮し、住宅地、商業地、工業地、優良農地などを適正に配置します。

水源を保全し、また水の安定供給のための調整を図ります。

■基本政策 2 ; 都市基盤の整備

市民生活の安全性や利便性向上のため、道路ネットワークの骨格となる幹線道路や生活道路、橋梁を適正に整備し、バスや鉄道など公共交通の機能向上、利用促進を図るとともに合理的な運行を検討していきます。また、上水道の安定的な供給や計画的な生活排水処理施設の整備、やすらぎの場としての公園の整備など均衡の取れた整備を進めます。

■基本政策 3 ; 生活環境の整備

さまざまな環境問題に取り組み、うるおいある生活空間の形成を図ります。

良好な緑を保全すると同時に、ごみの発生抑制と減量化に努めるとともに、リサイクル[※]やごみの再資源化を推進します。また、行政と市民が一体となって環境の美化・保全に努め、良好な居住環境の整備を促進します。

■基本政策 4 ; 安全な市民生活の確保

市民生活の安全を確保するため、信号や交通安全施設などの交通環境整備や、消費者保護・消費者被害の未然防止、防犯体制の強化や相談体制づくりなど、警察などと連携して取り組みます。

地震、水害、火災など災害に的確に対応できるよう、消防・防災機能の強化を図ります。また、市民の健康や地域の良好な環境を守るため、公害防止対策にも取り組みます。

(2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 5 ; 健康づくりの推進

基本政策 6 ; 福祉の充実

■基本政策 5 ; 健康づくりの推進

すべての人が健康で自立して生活できる環境を確保できるよう、健康づくりへの支援や相談・指導体制を充実させ、健康に対する市民の意識啓発を行うなど、総合的に健康づくりを推進します。さらに住民の視点に立った安全・安心で質の高い医療が受けられる体制として「かかりつけ医」による初期医療の充実、医療機関の連携による救急医療体制^{*}の強化、地域医療の拠点となる公立碓氷病院の医療機能の充実を図るとともに、高度化、多様化する市民の医療ニーズに対応できる施設の確保に努めます。

また、国民健康保険の健全な運営のため、医療費の抑制につながる予防医療のための政策や収納率の向上などにより財源の確保に努めます。

■基本政策 6 ; 福祉の充実

学校教育、社会教育などを通じて、市民一人一人の福祉に対する認識を深め、市民と行政の連携による福祉活動の充実、促進を図ります。

高齢者や障害者（児）のための福祉サービスの充実、関連施策との連携や公共施設整備の充実を図ります。また、子育て支援のための保育サービスの充実、就業環境の整備、経済的支援などにより子どもも親もいきいきと過ごすことのできる環境づくりを進めます。

地域福祉を充実して、個々の実態に応じた支援、相談と適切な助言・指導により自立を支援します。また、人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会をつくっていきます。

さらに、介護保険制度^{*}や国民健康保険制度など社会保障制度^{*}の円滑な運用に努めます。

(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 7 ; 生涯を通じての学習の推進

基本政策 8 ; スポーツ・レクリエーションの振興

基本政策 9 ; 芸術・文化の振興

基本政策 10 ; 交流の推進

■基本政策 7 ; 生涯を通じての学習の推進

市民がいつまでも主体的に学習できるよう、生涯学習の機会を充実させ、関連施設の整備・充実、ネットワーク化を推進します。

子どもたちが豊かな自然のなかでいきいきと学び育つよう、幼児教育、義務教育、高等教育機関が連携を図りながら、義務教育施設、教育内容の充実や青少年の健全育成を図ります。また、高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って積極的に社会参加できるような環境づくりをします。

■基本政策 8 ; スポーツ・レクリエーションの振興

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の維持・増進を図れる環境づくりを進めます。

指導体制の充実・強化やスポーツ団体・クラブ育成の推進、情報提供、既存施設の整備などにより、市民の生涯スポーツを推進します。

■基本政策 9 ; 芸術・文化の振興

伝統芸能など優れた芸術文化の市民による保存・継承活動を促進し、また多くの市民が芸術文化に触れることができる場の整備、機会の提供に努めます。

また、文化財の調査・研究・普及活動を行い、市民の文化財に対する理解を深め、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設や碓氷関所など代表的歴史遺産や史跡を保存・整備し、有効活用に努めます。

■基本政策 10 ; 交流の推進

歴史資源や既存ネットワークなどを活用して、歴史・文化的なつながりがある友好都市をはじめとする他の都市との市民交流を行い、また海外の姉妹都市などとの国際交流を深めるなど、地域内外の人と人との交流を促進します。

（４）にぎわいと活力のあるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 11；農林水産業の振興

基本政策 12；商工業の振興

基本政策 13；観光の振興

基本政策 14；新産業の創出

基本政策 15；労働環境の充実

■基本政策 11；農林水産業の振興

自然の恵み豊かな地域特性を活かした農林水産業の振興を図ります。

農業については、生産性の向上と安定・効率的な農業経営、特産品のブランド化実現のための各種支援を行います。

林業については、森林の保護・育成に努めながら、林道などの林業基盤を適正に整備し、経営の合理化や流通システムの適正化などを進めます。

水産業については、特色のある流水飼育による養殖漁業の振興を図ります。

■基本政策 12；商工業の振興

商業振興のため、商店街の活性化の支援、商店経営の近代化・合理化、多様なサービス業の育成などを行います。

工業振興のため、中小企業の設備の近代化、経営の安定化などに対する支援、先端技術産業や研究開発型企业など優良企業の誘致を図ります。

■基本政策 13；観光の振興

山々の自然や河川と、温泉、歴史・文化資源などの既存観光・レクリエーション施設の特徴を活かして、個性と魅力のある観光地としてさらなる充実を図ります。また、市街地の空き店舗などを、観光拠点として活用し、各観光資源をつなぐルートの設定やその整備、観光宣伝・情報提供などに努めます。

■基本政策 14；新産業の創出

本市の新たな産業の創出を目指し、県などの関係機関と連携して、起業家やベンチャー企業などの受け入れや、中小企業支援のための環境整備を行います。また、農林水産業や商工業、観光業の連携によって、本市の未来を担う新しい産業を創り出していきます。

■基本政策 15；労働環境の充実

生産年齢人口の減少や高齢化の進展、女性の社会参加が進むなど、雇用・就労形態の変化するなかで、就業機会の確保と雇用の安定を図るとともに、働きやすい環境づくりに民間企業と連携して取り組んでいきます。

また、勤労者の生活の安定や福祉の向上などを図るとともに、労働環境の充実に努めます。

(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 16；効率的行財政運営

基本政策 17；市民参加の推進

■基本政策 16；効率的行財政運営

市民のニーズに的確に対応できることを前提とし、健全な行財政運営を図るため、職員の意識改革および個々の資質向上、自主財源の確保や事務事業の効率化、市有財産の効率的な活用など、合理的な都市経営*を目指します。

また、電子自治体*化を推進し、行政事務・情報提供の迅速化・効率化による市民サービスの向上を図ります。

さらに、高速大容量通信*ネットワークの整備に取り組むなど地域の情報化を進め、テレビ放送の地上デジタル化についても環境整備に努めます。

■基本政策 17；市民参加の推進

市民と行政が共通認識を持ってまちづくりを行う協働*体制を確立していくため、地域活動の担い手としてのNPO*法人やボランティア*団体とのネットワークづくり、広報紙やインターネット*などによる情報提供、コミュニティ活動*の支援などを行うことによって、まちづくりへの参加機会を充実させ、積極的な市民参加を推進します。

男女がお互いに尊重しつつ、その個性と能力を社会のあらゆる分野で十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現に努めます。

第4章

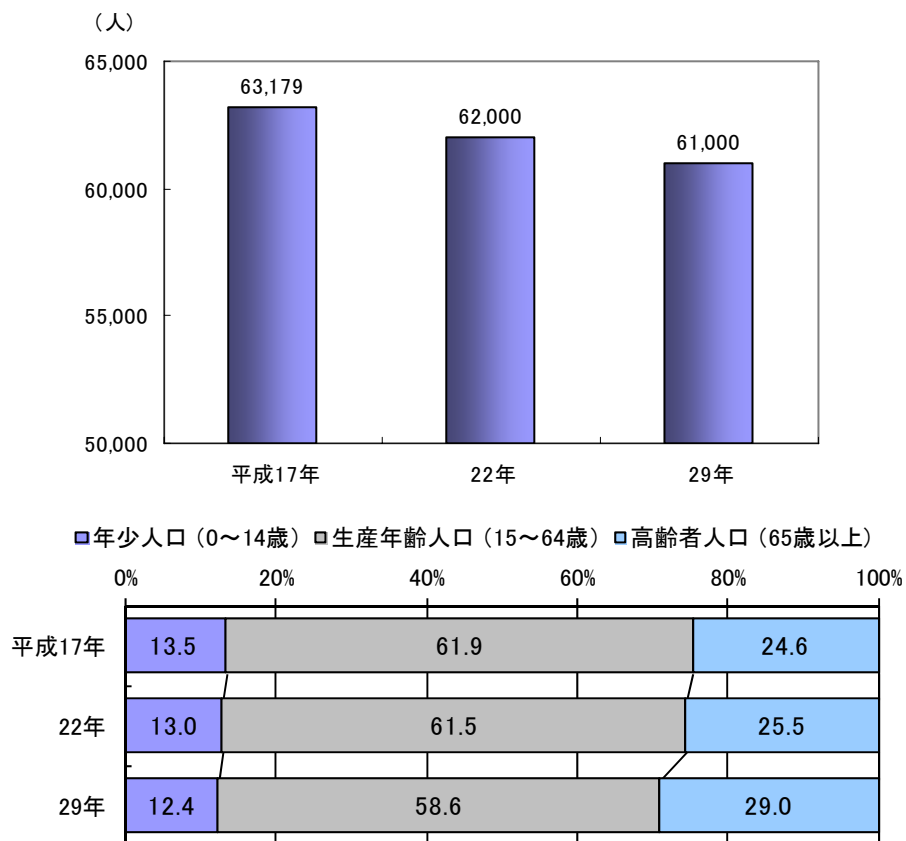
安中市の将来フレーム

1. 想定人口

(1) 将来人口の想定

平成12年、17年の国勢調査の人口をベースに推計し、平成29年の新市の将来人口を61,000人と想定します。

平成29年想定人口；61,000人



(注) 平成22年の数値は、基本構想策定時(平成20年3月)の推計値となっています。

(2) 世帯数の想定

世帯数は、増加が続いており、平成20年以降も核家族化の進行などによって増えることが予想されます。平成29年には23,000世帯、平均世帯人員2.65と想定します。

2. 土地利用構想

（１）土地利用の方針

山岳地・中山間地の豊かな自然を保全・活用し、古くからの歴史と文化に育まれてきた風土・景観を大切にしたい土地利用を目指していきます。安中・松井田の市街地では、美しい自然と共生した都市機能の充実を図っていきます。山間地と市街地にはさまれた地域では農地の保全と活用を図り、生活しやすい集落機能を整備していきます。

（２）市街地の整備と中心拠点・サブ拠点の形成

安中、松井田の市街地の整備を進め、都市機能の充実と合理的な土地利用を図ります。そのため、都市計画区域※の再編、市街地と各拠点との連携の確保、用途地域※の見直しを行い市街地環境の維持や機能集積を図ります。

安中市役所周辺を中心拠点と位置づけ、行政サービスをはじめ、生活、文化、商業、業務などの新市全体の発展に寄与する都市機能を充実します。また、多くの市民が利用し、市街地となっている鉄道駅の周辺を、中心拠点の機能を補完するサブ拠点に位置づけます。

（３）農村地域・中山間地域の活性化

市街地を取り囲む農村地域・中山間地域は、農業的土地利用を基本とするゾーンとしての整備を進めていきます。

優良農地の積極的保全や農村集落の生活環境整備など良好な農業環境の維持に努めます。

（４）自然地域の活用

山岳地と国立公園・国定公園、小根山森林公園野鳥の森は、積極的に自然保全を図るゾーンとして守り、植生や生態系の保全に努めます。また、河川やダム周辺地域では、水源の環境を守り、貴重な自然環境を保全していきます。

また、これらの地域では、自然環境の保全を基本としつつも、地域の状況に応じて自然資源をまちづくりに活用します。

図：土地利用の方針

